

## 第 1 章

---

# 計画の策定にあたって

# 1 計画策定の趣旨

個人の生き方の多様化、少子・高齢化の急激な進展や地域社会が大きく変化する中で、女性と男性が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、21世紀の最重要課題となっています。

我が国においては、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」が公布・施行され、男女共同参画社会の形成に関する5つの基本理念と国・地方公共団体及び国民の責務が定められました。そして、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成12年12月に「男女共同参画基本計画」が策定され、平成17年12月には「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定されています。

本市においても、平成18年度に実施した「南島原市男女共同参画に関する市民アンケート調査」では、性別による固定的な役割分担意識や職場・家庭・地域社会などにおける男女間格差は根強く残っており、私たちの生き方や働き方などに大きな影響を与えています。

「南島原市男女共同参画計画」は、国および長崎県の「男女共同参画基本計画」を受け、男女共同参画社会の形成を促進するために設置した「南島原市男女共同参画推進懇話会」の提言を踏まえ、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的、かつ計画的に推進するために策定するものです。

## 2 計画の性格と役割

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項の規定に基づく法定計画であるとともに、男女共同参画を推進するため、様々な分野にわたる関連施策を総合的・計画的に進めていくための方針を示す計画とします。
- (2) この計画は、南島原市総合計画を上位計画とした部門計画として、他の部門計画との整合性を確保した計画とします。
- (3) この計画は、市・市民・事業者が自ら考え行動するための指針となる計画とします。
- (4) この計画は、本市の特性や現状を踏まえた計画とします。

## 3 計画の期間

この計画の期間は、平成 20 年度から平成 24 年度までの 5 年間とします。

なお、この計画は、社会経済環境の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行うこととします。

## 4 計画策定の背景

### (1) 世界の動き

国連は、女性の地位向上を目指した世界的規模の行動を行うため、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、第1回世界女性会議が開催され、「平等、発展、平和」の3つの目標達成に向けて「世界行動計画」が採択されました。

1976年（昭和51年）から1985年（昭和60年）までの10年間を「国際婦人の十年」とし、1979年（昭和54年）に国連総会において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」が採択され、1980年（昭和55年）に開催された第2回世界女性会議において条約の署名式が行われました。また、「国際婦人の十年」の最終年である1985年（昭和60年）には、第3回世界女性会議が開催され、「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」が採択されました。

1995年（平成7年）には、第4回世界女性会議が開催され、女性の地位向上をうたった「北京宣言」と、12の問題領域を示した「行動綱領」が採択されました。また、2000年（平成12年）には、女性2000年会議が開催され、北京行動綱領の完全実施への決意を表明する「政治宣言」と行動綱領の更なる実施に向けての「成果文書」が採択されました。

2005年（平成17年）には、第49回国連婦人の地位委員会が開催され、「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議成果文書」を再確認し、これまでの男女平等に関する達成事項を歓迎するとともに、完全実施に向けた一層の取り組みを国際社会に求める宣言が採択されました。

## (2) 日本の動き

我が国においても、国際婦人年を契機として、1975年（昭和50年）に女性の地位向上のために「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977年（昭和52年）には「国内行動計画」が策定されました。また、1985年（昭和60年）には、「女子差別撤廃条約」を批准し「男女雇用機会均等法」が制定され、1987年（昭和62年）には「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

1994年（平成6年）には、「男女共同参画推進本部」、「男女共同参画室」や「男女共同参画審議会」が設置され、国の推進体制が整備されました。また、1996年（平成8年）には、男女共同参画審議会から答申された「男女共同参画ビジョン」を受けて、新たな国内行動計画となる「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

1999年（平成11年）には、「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現を21世紀の社会を決定する最重要課題と位置付け、5つの基本理念と国・地方公共団体及び国民の責務等が定められました。また、2000年（平成12年）には、「男女共同参画基本計画」が策定され、男女共同参画社会の実現に向けて、今後実施する施策の基本的方向や具体的施策が示されました。

2001年（平成13年）には、「男女共同参画会議」と「男女共同参画局」が設置され、国民に対する啓発の取り組みが強化されました。また、同年には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定され、2005年（平成17年）には「男女共同参画基本計画（第2次）」が策定され、施策の基本的方向や具体的施策が示されました。

### (3) 長崎県の動き

長崎県では、1978年（昭和53年）に「婦人問題懇話会」と「婦人関係行政推進会議」が設置され、その提言を受け、1980年（昭和55年）に「生きがい育てる長崎県の婦人対策」が定められました。1990年（平成2年）には、「2001ながさき女性プラン」が策定されるなど、総合的な女性関係行政が推進されました。

1999年（平成11年）には、「婦人問題懇話会」が「男女共同参画懇話会」に改称され、2000年（平成12年）に「男女共同参画社会基本法」の趣旨と同懇話会の提言を踏まえた「長崎県男女共同参画計画」が策定されました。

2002年（平成14年）には、「長崎県男女共同参画推進条例」が施行され、2003年（平成15年）には、同条例の施行に伴い「長崎県男女共同参画計画」が見直され、配偶者等からの暴力の防止などを盛り込んだ新たな「長崎県男女共同参画基本計画」が策定されました。

2007年（平成19年）には、社会経済環境の変化などにより男女共同参画を推進していくうえでの状況も大きく変化していることから、「長崎県男女共同参画基本計画（改訂版）」が策定されました。

### (4) 南島原市の取り組み

本市では、2006年（平成18年）に男女共同参画社会づくりの提言や推進を行う「南島原市男女共同参画推進懇話会」を設置し、「南島原市男女共同参画に関する市民アンケート調査・市職員アンケート調査」を実施し、男女共同参画社会づくりを推進するための施策検討を重ねてきました。

2007年（平成19年）には、「人権・男女共同参画室」を設置し、男女共同参画の推進体制の整備を図り、同懇話会や長崎県男女共同参画推進員などが中心となり、講演会やフォーラムを開催するなど、男女共同参画に関する市民への意識啓発や推進に向けた取り組みを進めてきました。

## (5) 社会環境の変化

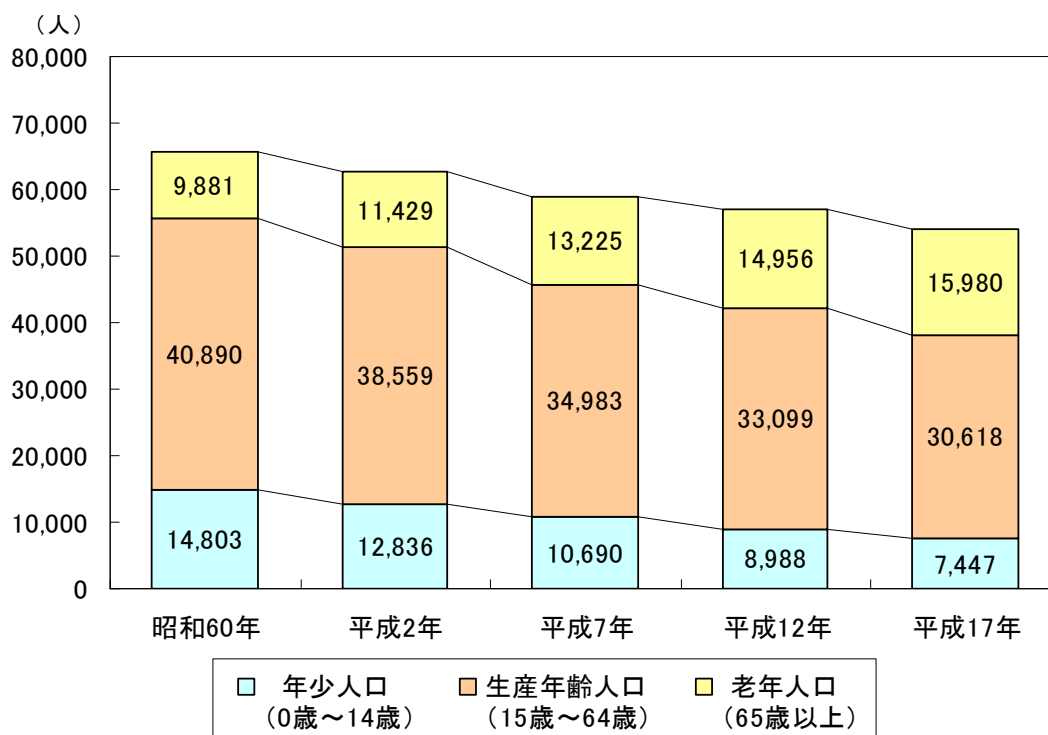
### ① 少子・高齢化の進展

本市の人口は昭和 60 年より減少傾向にあり、平成 17 年 10 月 1 日現在（国勢調査）において 54,045 人となっています。また、人口を年齢 3 区分別にみると、年少人口（0 歳～14 歳）と生産年齢人口（15 歳～64 歳）は減少傾向にある一方で、老年人口（65 歳以上）は増加傾向にあり、今後もこのような傾向が続くことが予想されます。

出生率においては、昭和 60 年には長崎県に比べ高い割合となっていました。低下傾向が続き平成 17 年には 7.3 と、長崎県に比べ低い割合となっています。一方、高齢化率においては、増加傾向が続き長崎県と比べ高い割合で推移しており、平成 17 年には 29.6%となっています。

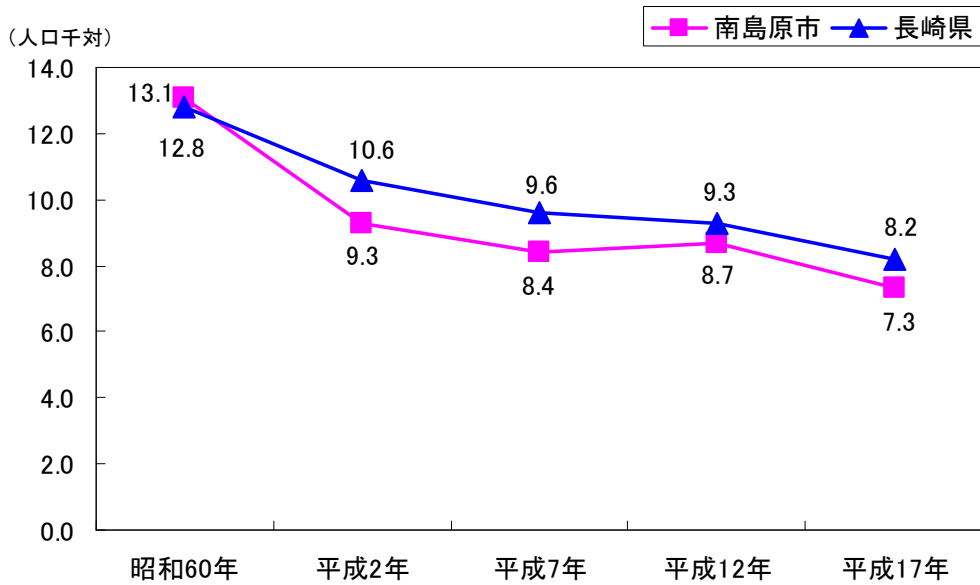
このように少子・高齢化が急速に進んでいる本市においては、地域を支える存在として、女性や高齢者の一層の社会参画が必要となってきます。

### <年齢別人口の推移>



資料：総務省「国勢調査」

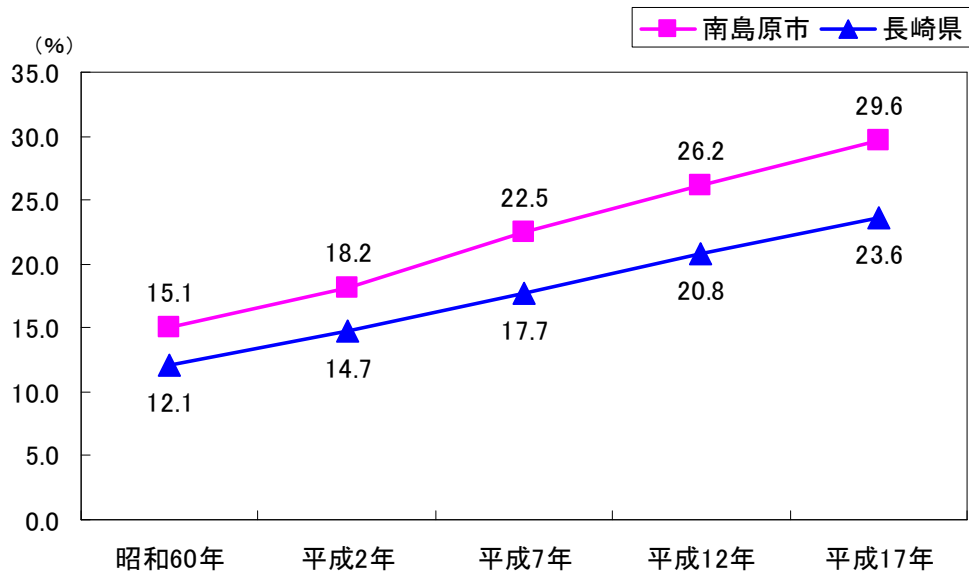
### <出生率の推移>



※出生率 = 出生数 ÷ 総人口 × 1,000

資料：長崎県「衛生統計年報」

### <高齢化率の推移>



※高齢化率 = 65歳以上人口 ÷ 総人口

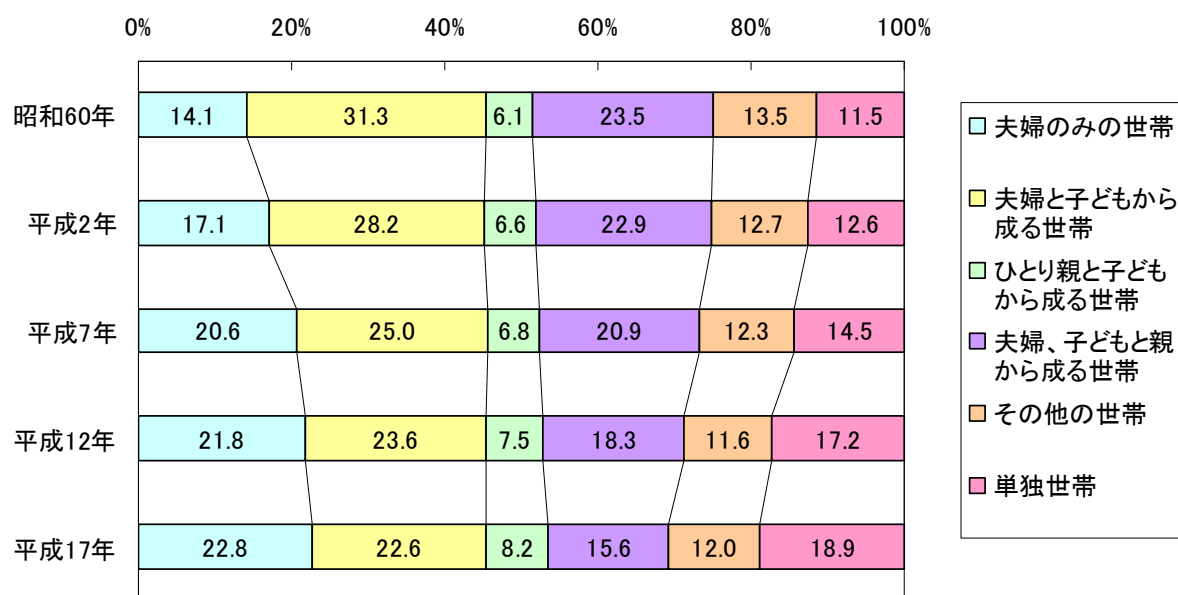
資料：総務省「国勢調査」



## ②家族形態の変化

本市の世帯類型別構成割合の推移をみると、「夫婦のみの世帯」や「単独世帯」の増加が著しく、「ひとり親と子どもから成る世帯」も微増となっています。一方で、「夫婦と子どもから成る世帯」や「夫婦、子どもと親から成る世帯」の減少は著しいものとなっており、世帯規模の縮小や家族形態の多様化が進んでいます。今後もこのような傾向が続くことが予想され、家族形態の小規模化・多様化に対応した仕事と家庭の両立支援や育児・介護支援策が必要となってきています。

＜一般世帯における世帯類型別割合の推移＞



資料：総務省「国勢調査」

### ③就業構造の変化

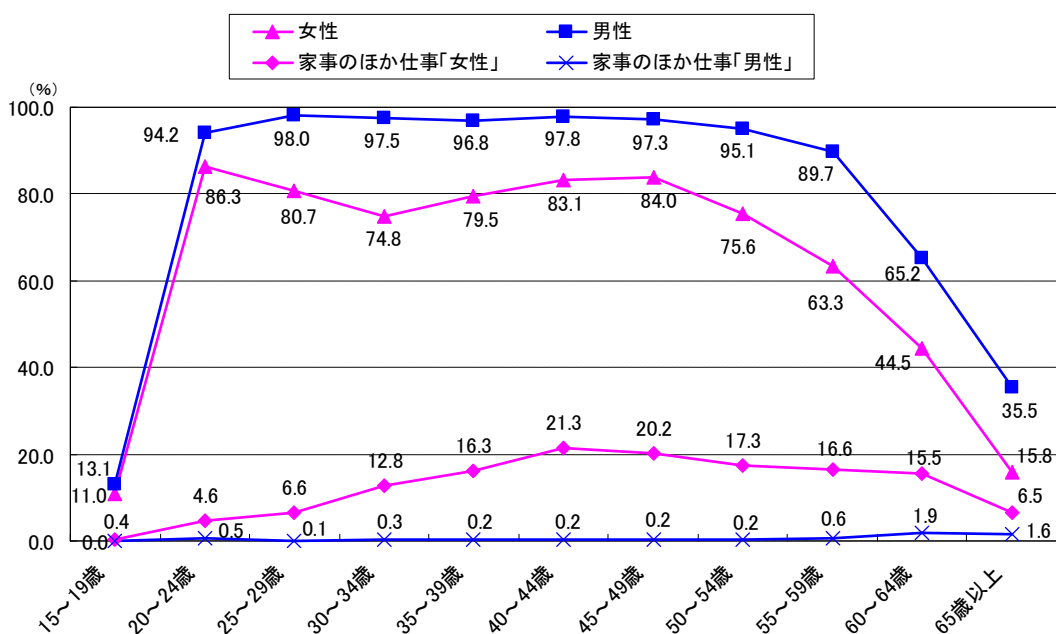
平成17年の国勢調査によると、本市の就業者数は27,033人で、うち女性の就業者数は12,202人と就業者全体の45.1%を占めています。

年齢階級別労働力率についてみると、男性の場合は逆U字型カーブを描いているのに対して、女性は20代にピークを迎え、30～34歳で谷底となり、40代で再びピークを迎えるM字型カーブを描いています。これは、30代前半の女性の多くが、結婚・出産・育児などの事情により仕事を中断し、子育てが一段落する30代後半から40代にかけて再就職するという傾向を示しています。

また、「家事のほかに仕事」の割合についてみると、男女において大きな開きがみられ、特に女性の労働力率のピークである30代後半から40代においては、「家事のほかに仕事」の割合が最も高くなっており、女性が仕事と家庭の二重の負担を背負っているという現状となっています。

女性の労働力の重要性が高まる中において、就業を希望する女性の働きやすい環境の整備や、男女ともに仕事と家庭における負担を担っていくような環境づくりが必要となってきています。

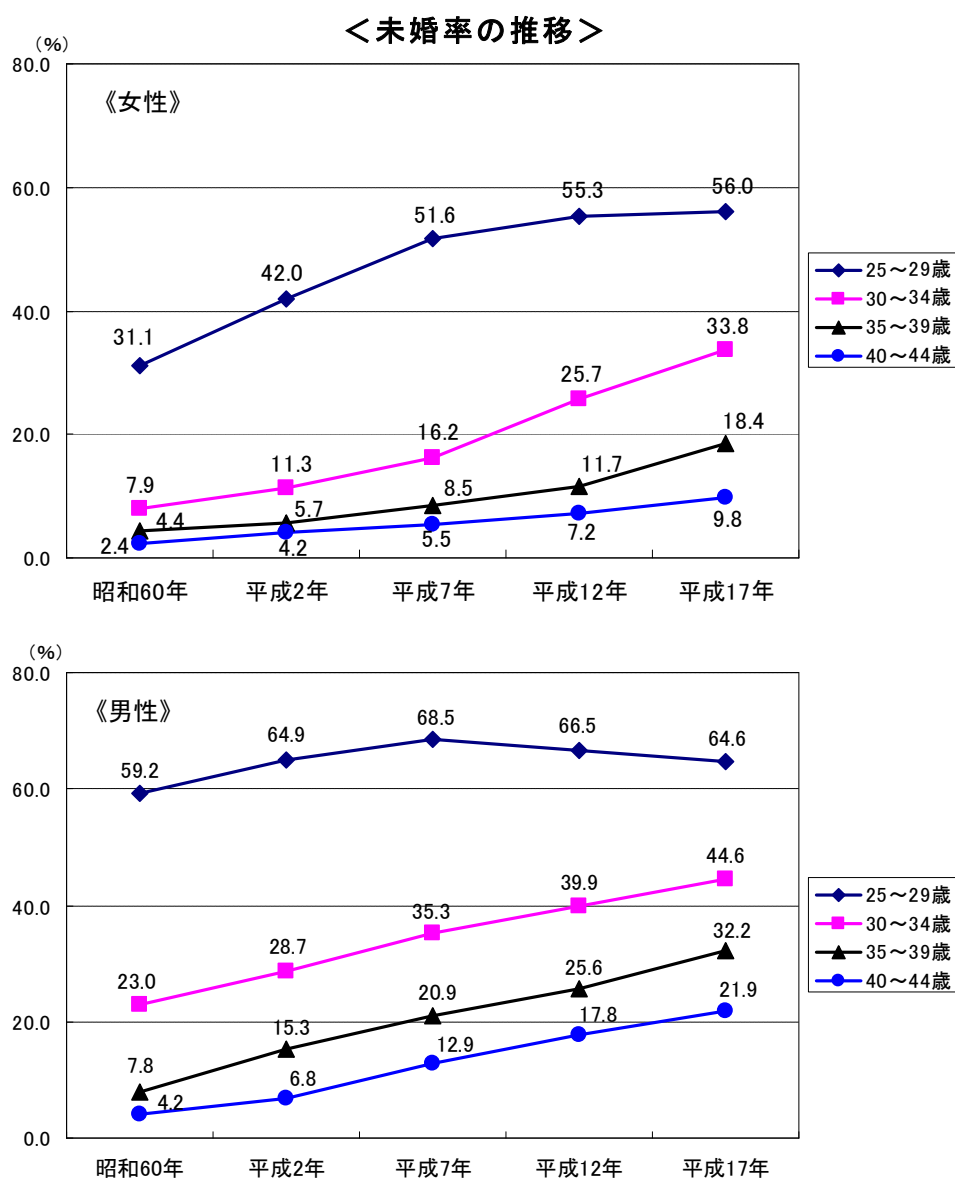
＜年齢階級別の男女の労働力率＞



資料：総務省「平成17年国勢調査」

#### ④ライフスタイルの多様化

本市の未婚率をみると、男女とも各年齢階級層において上昇傾向にあります。これは、女性の社会進出が進む一方で、性別による固定的な役割分担意識などにより、女性の家事・育児への負担は軽減されていないことが要因のひとつと考えられます。また、時代の流れにより大きく変化するライフスタイルや価値観の変化も大きな要因となっています。男女が、職場・地域・家庭などのあらゆる環境においてバランスのとれた多様なライフスタイルを可能とする社会の実現が必要となってきています。



資料：総務省「国勢調査」